

令和元年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議保育部会 会議概要

【開催日時】

令和元年7月26日（金） 14:00～15:50

【開催場所】

鹿児島市役所西別館4階401会議室

【出席者】

○部員 5名

平嶋部会長、青木部員、富永部員、小出部員、小森部員

○鹿児島市

保育幼稚園課長、谷山福祉課長、ほか事務局職員

【会次第】

- 1 開 会
- 2 保育幼稚園課長あいさつ
- 3 部員紹介
- 4 部会長、副部会長互選
- 5 議 事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）の平成31年4月における実施状況について
 - (2) 第二期子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）（案）について
 - (3) 認定こども園への移行特例について
 - (4) 夜間保育所の設置について
- 6 その他
- 7 閉 会

【審議の概要】

- 4 部会長・副部会長互選
部会長に平嶋部員、副部会長に前原部員を選出
- 5 議 事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画（教育・保育の提供体制）の平成31年4月における実施状況について
(事務局)
[資料説明]（資料2）

【用語説明】

- 1号認定：満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
- 2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- 3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【質疑応答概要】

(部員)

2号(保育認定)の量の見込みの計画値7,677人は、ニーズ調査を基に算出した数値か。

(事務局)

平成29年度に行った中間見直しの際、推計人口にそれまでの保育利用率を掛け合わせて算出している。

(部員)

実績値はどのように算出しているのか。

(事務局)

認可保育所等の入所者数や保留児童数の合計に、認可外保育施設の利用者数を加えたものである。

(部員)

認可保育所を申し込まずに認可外保育施設を利用した人も加えているのであれば、保育を必要とする人の数値という理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(部員)

提供量について、計画値7,105人に対し、実績が6,936人となっているが、市が計画した既存施設の増築や新規施設の整備により算出された数値か。

(事務局)

保育所、認定こども園、運営費支援を行う認可外保育施設の定員数となっている。

(部員)

確保方策の230人の内訳として、谷山地域100人、松元地域100人、吉野地域30人となっているが、確保ができる見込みか。

(事務局)

現在整備を進めており、いずれの施設も着工するところである。

(部員)

谷山地域では、計画値70人に対し、100人分整備数が計上されているが、30人分計画値を超えて整備をするが大丈夫なのか。

(事務局)

昨年度の確保方策数が計画値を下回っていたことから、その分も含めて今年度の確保方策に計上されており、中間年見直しによる平成30・31年度計画数に対して10人分の上乗せとなっている。

(部会長)

ほかに質疑がなければ、事務局の説明どおり、了承するというところでよろしいか。

(部員)

異議なし

(2) 第二期子ども・子育て支援事業計画(教育・保育の提供体制)(案)について

(事務局)

[資料説明](資料3)

【質疑応答概要】

(部会長)

定員を増やさなければならぬ地域を再度教えてほしい。

(事務局)

城西地域 30 人、武・田上地域 100 人、谷山北部地域 170 人、谷山地域 120 人、吉野地域 60 人の計 5 地域 480 人となっている。

(部員)

市全域の令和 2 年度において、2 号（保育認定）の②－①の過不足が△680 人となっているが、それに対し 240 人の施設整備を行うという理解でよいか。

(事務局)

確保必要数については、資料 3 の 3 ページにあるとおり、既存の施設の定員増等を優先的に取り組むこととしており、それでも不足が生じた場合は、エ〜キに記載の施設整備等を検討していくこととしている。

(部員)

680 人不足しているのになぜ 240 人分なのか。

(事務局)

計画上 4 月 1 日を基準に策定しているため、2 号及び 3 号（1・2 歳）が不足し、3 号（0 歳）が足りているような記載となっているが、年度当初では 0 歳の申込みは少なく、年度末にかけて増加していくことから、そういった点も踏まえて利用定員を均等に設定している。

確保必要数を算出する際は、②－①の 2 号、3 号（0 歳）、3 号（1・2 歳）の合計で算出し、各歳児を均等に割り振って設定している。

(部員)

整備の前倒しとあるが、令和 2 年度だけで 5 か年計画分を整備するということか。

(事務局)

令和 2 年度から 4 年度までの不足分を令和 2 年度に前倒しするものである。

(部員)

令和 5・6 年度は大丈夫ということか。

(事務局)

令和 5・6 年度は令和 4 年度の数値を据え置いており、考え方としては、国の手引き等に基づき、5 か年計画の中間年にあたる令和 4 年度には中間年見直しを予定していることから、令和 6 年度までの保育需要の増の見込みを基に整備を進めた場合、就学前児童数が減少していることから過剰な整備となってしまう可能性があることを踏まえ、令和 4 年度の見直し時点までの見込みを基に取り組んでいくというものである。

(部員)

令和 4 年度までの計画で済めば、整備計画は策定しないということか。

(事務局)

第 1 期計画においては、事業計画と別に保育所等整備計画を策定していたが、第 2 期計画では、整備計画に記載していた整備の手法を事業計画に記載することで、整備計画を兼ねられることから、別途策定をしないということである。

(部員)

4 ページに、【参考】満 3 歳未満の子どもの保育利用率と記載されているが、この割合はどのようにして算出されているのか。

(事務局)

保育利用率という言葉を使用しているが、これは国の基本指針において、満3歳未満の就学前児童数に占める利用定員数の割合となっており、これを計画に目標値として示すこととされている。

そのため、量の見込みの割合ではなく、あくまでも定員数の割合となっている。

(部員)

子どもの数が年々減っていく中で、利用率が年々上昇しているが、この数値は計画されている確保必要数と相関関係にあるのか。

(事務局)

あくまでも定員数を記載しており、また令和4年度までの保育利用率であれば、保育需要の増加を見込んで算出された量の見込みに対する定員数を基に算出しているため、ある程度は相関関係にあると思うが、令和5・6年度にあっては量の見込みを据え置いた上での定員数に対する割合となっているため、相関関係にあるとは言い難い。

(部員)

当面の課題として、待機児童解消のために定員増等を図っていく必要があるのは分かるが、毎年子どもの数が減っていく中で、5年後これだけの子どもが本当に入ってくるのかという思いがある。

2・3年先まではこれで良いと思うが、併せて長期的な検討も必要ではないか。

(事務局)

事業計画全体として、推計児童数はコーホート法により算出しているが、0～5歳児が、平成31年4月1日時点では31,907人であったが、令和6年4月1日には29,376人と見込まれており、2,531人減少することを加味した上での量の見込みとなっている。

(部員)

確保必要数の確保の手法として、ア～ウを優先的に取り組むとあるが、これは既存の施設には説明をしているのか。または今から説明するのか。

(事務局)

本月初めてこの考え方をお示ししているため、この場でご議論いただき、8月1日に開催される子ども・子育て会議にお諮りし、今後、第2期計画はこの考え方でいくことが決まった段階から施設等にはご説明していくこととなる。

(部員)

本来、第1期計画で待機児童解消を目指していたはずだが、提供量が足りなかったり、量の見込みが増加したことなど様々な要因があると思うが、市としてはどのように考えるか。

(事務局)

子どもの数は減っているが、共働き家庭の増加等により保育需要は伸びている状況にある。

また、入所率をみると年々減少しており、その要因としては保育士等の不足があり、整備を行い受け皿は確保したが、受入が困難であった等の課題もあったため、待機児童解消に至らなかったと分析している。

(部員)

保育士不足の要因として、保育所、幼稚園、認定こども園に併せて企業主導型保育施設など、資格を必要とする施設が増えた影響もあると思うがどうか。

(事務局)

保育士を必要とする保育施設が、計画当初では保育所、幼稚園、認定こども園だけであったものが、企業主導型が出てきたことなど社会情勢の変動も要因の一つとしてあげられる。

また、養成校などの新卒者の取り込みについて、連携はしていたが十分な連携が取れていたとは言い難いことから、今年度から更に関係機関と連携して保育士確保を進めようとしているところである。

(部員)

確保必要数の確保の手法で、ア～ウとして定員増等により取り組むとあるが、その場合でも保育士確保は必要であり、どのような取り組みをしているのか。

(事務局)

平成 28 年度から、保育園協会に保育士・保育所支援センターを委託し、潜在保育士の掘り起こし、再就職支援に努めているところであり、30 年度の実績では 130 件程度ある。

それに加えて今年度から、保育士等の養成施設に通っている学生が、保育士として保育所等にお勤めいただけるにはどのような方法がより効果的かについて、学生たちの意見を聞きながら進めていく事業も始めたところである。

(部会長)

養成校も少子化で学校の定員も少なくなる傾向であるため、県内すべての養成校の新卒の数を足しても、県内すべての求人数には届かない状況である。

また、国の施策で、地元就職させるよう促されており、本市以外の地元の卒業生であれば地元に戻るよう勧める必要があり、そういった数値が外部評価で出まったりする。

全国展開の株式会社の福利厚生も充実しているような施設に行く学生が、システムチックに大きい会社に吸い取られている状況があり、地方の保育所が厳しくなっている。

労働条件や待遇改善などキャッチーな取り組みにより、地元より市内が良いよという取り組みがあれば、また違うのかもしれない。

(部員)

確保必要数の取り組みとして、定員増などのやり取りを各施設としていると思うが、園長や理事長などと市のやりとりであって、増える定員だけではなく、実際には療育やケアが必要な子どももいるため、上だけでやり取りをしても、現場は大変な状況となる。

実際の現場では、自分の育児がある中でも、今日の勤務時間をあと 30 分延ばしてくれないかなど、突然言われる状況もあり、そういった現場の意見を市が吸い上げるような状況はあるのか。

ただ上の意見のみで増やされても現場は困ってしまうし、保育士を続けようと思う人も少ないと思う。

また、ハローワークではよく、9 時～19 時までの中で 6 時間という募集がかかっているが、これは一番きつい。

19 時までとなれば、自分の子どもも預けられないといけない状況になってしまう。

求人の仕方も考えたほうが良いのではと感じる。

園長や理事長のような上の方は、現場のことをよく分かっていないのかなと感じる。

末端で働いている人たちのどこが困っているのかを細かく見ていかなければいけない。

(事務局)

療育等の配慮が必要な子が増えてきており、その子の保育に保育士が多く必要となるため、表面上の保育士の数は足りているが、これ以上受入ができないという状況もある。

待機児童の要因には、絶対的な保育士が不足していることもあるが、気になる子が増えて、定員まで受け入れられず入所率が下がり、待機児童が増えている状況もある。

働いている保育士等の職場環境の改善で申し上げると、交通整理や配膳などの、保育士資格を持っていない保育補助者に対する補助や、今年度からは ICT の補助を活用したりし

ており、どうしても行政がするとなると金銭的な部分となり側面からとなってしまうが、働いている方の負担の軽減に取り組んでいるところである。

(部会長)

ほかに質疑がなければ、事務局の説明どおり、了承するというところでよろしいか。

(部員)

異議なし

(3) 認定こども園への移行特例について

(事務局)

[資料説明] (資料4)

【質疑応答概要】

(部員)

保育園協会として、先日園長会を開催し議論をしてきた。

今回の調査では、移行に対しどのような手続きが必要なのか、1号の設定にあたりどのような定員数を設定すべきか不勉強な中で、各園はとりあえず意向調査として回答していたという状況であり、実際に移行を認めるとなれば、今回移行を希望していない園も移行を希望する可能性もあると思っている。

保育園協会としては、国の趣旨にあるように、教育・保育に関する施設を認定こども園にしていくことが将来の姿として示されており、そこに向かって移行していくのが本来の形ではないかと考えている。

保護者が働いていたため2・3号として保育園に預けていた方が、就労形態が変わり1号となったとき、認可保育園を辞めて幼稚園や認定こども園に行くこととなり、数の上では良いことかもしれないが、本来、保育園は子どもの育ちを支えるのが仕事であるのに、子どもが大人の都合で「退園してね、別の園に行つてね」ということが、子どもの目線で考えた施策なのかと考える。

保育士不足であることや供給過多ということは分かるが、本来は、子どもの安定した育ちを支えるべきではないのかと考え、保育園協会としては移行に向けて考えていただきたい。

(部員)

幼稚園の場合は、最初から移行希望を取りながら進めてきたため、あと残りはこれくらいなのかなという思いはしている。

新制度が始まってから今年で5年目となり、経過措置等が延長されることは聞いているが、認定こども園への移行に関して、これまでの5年間と今後で、国の方向性が変わっていくような情報などあるか。

(事務局)

来年度以降、幼保連携型に移行できなくなるなど、方向性が変わるようなことは聞いていない。資格要件などの5年間の経過措置が、10年に延長されるなどは示されている。

認定こども園は一貫して教育・保育を提供できるため、当然理想的な形ではあるが、保育士が不足している中で1号の定員を設定した場合、保育部分の受入が困難になるなどデメリットが生じることから、今後、保育士不足を改善していく中で、次に移行特例としなければ、本来預けたい人が預けられない状況が拡大してしまうことをご理解いただきたい。

(部員)

保育園としては、今現在の2・3号の定員を減らすのではなく、 $+\alpha$ で1号定員を設定したいと思っている園が多くあり、保護者の就労形態が変わっても同じ園で対応できるようにするためであり、2・3号の定員を減らしてでもと言っているわけではないことから、預かれる子どもの数が減るわけではないと考えている。

(事務局)

平成28年に待機児童数が大幅に増加した際、施設整備では翌年度になってしまうことから、緊急対策として、保育所から5園が2・3号定員はそのまま、1号定員を15名程度ずつ新たに設定し、教育時間終了後の預かり保育を実施する上で幼保連携型認定こども園に移行したところである。

2号の子どもが1号に移ることで、保育部分に空きが出る状況を期待していたところであるが、近年、職員不足が深刻であり、移行した園では、2・3号の定員まで受入が出来ず、定員減の申し出をされている園もあり、1号の定員をただ単純に $+\alpha$ ということでは済まない現状もある。

(部員)

この問題は保育士不足の問題と同時に、就労状況の変化による子どもの育ちの保障の2つが出てきている中での案であり、保育士不足は当然解消しなければならないと思うし、喫緊の課題であると考えているが、それはこちら側の問題であり、預ける側の問題ではない。預ける側にとっては、保護者の就労形態によらず選べるほうが良いと思う。

(部会長)

移行特例について、2期計画には位置付けないということであるが、今後の国の施策であったり、市と協会との話し合いであったり、今後、検討はしていくことということによろしいのか。もしくは今後、全く検討していかないということなのか。

(事務局)

第2期計画のところでも申し上げたが、就学前児童数が26年度以降減少しているものの保育需要は増加している状況であるが、はたしてどこまでこの状況が続いていくのかも分からないところである。

一方では10月から幼児教育・保育が無償化されるため、それによって躍起される需要もあると思うが、無償化される前に現時点で的確に見込めるかという点と厳しいという部分もあることから、基本的には、5か年計画ではあるものの、中間年見直しを行うまでの2年後位までを計画していると考えている。

移行特例に関しても、既に預かっていただいている子ども目線で考えれば、おっしゃるとおりであると思うが、一方で保育士不足が助長されると、預かってもらえない子どもが増える可能性があるうえ、10月からの無償化が実施されれば、預かってもらえた子と、預かってもらえない子の格差も出てくるのではと考えているため、2期計画の当初において、保育士不足や待機児童が209人も生じている現状で移行特例を位置付けるのはハードルが高いと考えている。

ただ、この計画を策定することで、5年間見直さないというつもりはない。

(部員)

行政の説明はよく分かるが、保育園協会としての希望は変わらないけれども。

(部会長)

中間見直しの時点でどうなるか分からないので、今後も検討を続けていただきたいという意見を付けさせていただきたいと思う。

(4) 夜間保育所の設置について

(事務局)

[資料説明] (資料5)

【質疑応答概要】

(部員)

夜間保育について、全国で81か所あり、うち中核市に18市22施設とあるが、中核市は全部で何市あるのか。

(事務局)

平成30年4月時点での調査結果であるが、30年4月1日時点で中核市は54市となっている。

(部員)

九州で見ると設置していない県は鹿児島県だけか。

(事務局)

30年4月1日時点の情報しかないが、大分と佐賀にも設置されていない。

(部員)

既存の保育園に夜間部を併設することの考えはないか。

(事務局)

本市としては、新たに認可する施設として夜間保育所を募集してきており、例えば分園による夜間保育は、国の通知では認められているものの、本園と分園で一人の園長となるため、夜間預かる施設であることを鑑み、安全対策上、専任の園長が必要であると考えており、新設保育所としている。

また、既存の保育所の敷地内に新規の夜間保育所として併設することも可能であり、そういった新設も含めて募集しているところであるが、中央地域の中で、園庭や、建物を新たに建てられるだけの敷地が広い園があるかという部分で、各施設に具体的に確認しているわけではないが、結果として応募がなかったところである。

(部会長)

ほかに質疑がなければ、事務局の説明どおり、了承するというところでよろしいか。

(部員)

異議なし

6 その他

(部会長)

その他、部員の皆さんから何かないか。

(部員)

なし。

(部会長)

事務局から何かないか。

(事務局)

8月1日に開催される子ども・子育て会議の結果、あらためて保育部会の開催の必要が生じた場合は、次回の保育部会を8月23日10時から開催を予定している。

7 閉会